

経 通 記

の労働者共同の行動あり

の交渉状況
A 十四日労働者見解労働者側ハ、十五日迄一ヶ月ハ支給シ要求
シタルニ工場主ハ拒絶

B 十五日夕刻ヨリ両會見工場主ハ、十五日迄三週間分支給シ
ルニ労働者側ハ別ニ罷業前ノ日給一日分ノ支給ヲ求メタル爲
メ交渉決裂セリ

一 解 決

十六日午後一時労働者側甲地知外一名ハ工場主ノ訪々會見折
衝ノ結果左ノ通り協定成立即時全額ノ授受シテ之ヲ解決セリ
解決條件

解雇手當日給十四日分支給外ニ全額内支給
右及中(通)報候也

七 七二五 一八二五

589
1511

勞秘第二四八九號
昭和五年八月二日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 官吉日茂殿
大阪府知事 府縣知事殿

大成社印刷所労働争議ニ關スル件
要旨ハ健康保険金滞納ニシテ八月二十二日差押成り受工場閉鎖

又労働者ハ東京印刷工聯合會ニ應援シ工場所有者日新製茶社ニ再
會ヲ喚願シタルヲ拒絶セラル

標記工場ノ閉鎖ニ關シ労働争議發生ニシタルが状況左記ノ通り
記